



Title	ONUCの憲章上の基盤
Author(s)	高橋, 敏
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1975, 15, p.1-9
Issue Date	1975-01-25
URL	http://hdl.handle.net/10069/9626
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:15:32Z

ONUC の憲章上の基盤

高 橋 敏

The Constitutional Basis of ONUC

SATOSHI TAKAHASHI

I

グレイグ (D. W. Greig) は安全保障理事会の諸権限を論ずるところで次のように述べている。理事会の諸権限の議論を憲章第6章と第7章の枠組の中に限定することは理事会の役割に関する全面的に誤らせやすい結果に終るだろう。第一に、理事会は行動しようとするその諸決議の中で憲章の規定あるいは諸規定に言及する慣行を避けてきたので、その理事会の諸行動を第6章かあるいは第7章のいずれかに特定するように割当ててことはしばしば困難である。常任理事国間の不一致がサンフランシスコ会議によって予定されていたような方法での第7章の諸規定の活動をできなくしてきたので、しばしば第7章の諸規定から類推して、第6章の諸規定は、憲章の起草者達が一層適切に第7章に該当するとみなしたであろうような状況をカバーするまでに拡大されてきた。このことは理事会の作業の分析がたぶん明らかにするだろう。第二に、理事会の諸行動がいずれかの特定の憲章規定に言及することによって正当化され得なかったがしかし憲章のもとで理事会に割当てられた諸機能からの必然的な含み (implication) によって理事会に付与された諸権限にそれらの妥当性が負う諸状況が存在していた。たとえば、コンゴにおける国連の活動 (ONUC) は理事会によって創設された。しかし、理事会の常任理事国間の不一致のために一時基本的な作戦上の管理は総会によってとられた。憲章の第11条2項のもとで、国際の平和と安全の維持に関するいかなる問題でも「行動を必要とするものは総会によって理事会に付託されなければならない。」「経費」に関する事例⁽¹⁾において (国際司法裁判所は第17条2項のもとでの通常の予算機能の部分として ONUC の経費の総会による割当の妥当性について特に意見を出すよう請求された)、裁判所は次のように主張した。第11条2項は憲章第7章のもとでもっぱら理事会の範囲内である行動を総会がとることをできなくしているが、しかし ONUC はそのような行動ではない⁽²⁾。この結論から次のようになる。その一つとして、第7章は二つのタイプの行動を予定していて、その一つは国家に対抗するよう向けられた「防止的あるいは強制措置」で、そしてその他の行動はいかなる国家にも対抗するよう向けられたものではないもの (前者のものだけがもっぱら理事会の範囲内にある)。あるいは、

選択的に（あるいは多分その上）、ONUC は第7章のもとでの理事会の諸権限の外側に全く該当する。もしこれがそうだとすると、その活動は当初は憲章の第6章のもとで創設されていたかもしれないが、あとでそれはその章の範囲内の「平和的解決」の概念と全面的に矛盾するように見える武力の使用を含んだ行動へと発展していった。ONUC の根拠として第6章と第7章の両方を除外しておくとする、その唯一の選択肢は理事会が憲章にはっきり説明されていない国際の平和と安全の維持のための措置をとる残余の権限（a residual power）をもっていると示唆することになるだろう⁽⁴⁾。グレイグはこのように残余の権限と述べているのであるが、この問題についてどのようなになるか諸説をみていきたい。

II

まず、1960年の7月14日から9月20日までの期間のことを法的に意見を出したミラー（E. M. Miller⁽⁴⁾）の論文をとりあげたい。

7月（1960年）に採択された二つの決議のいずれにも理事会が行動している憲章規定への明確な言及がなく、理事会によってとられたその行動に関する第99条以外の憲章条項に対してもその審議において何らの言及もされなかった。しかし、この二つの決議の履行に関する事務総長による報告の中には、憲章第25条と第49条に注意を向けさせる事務総長からカタンガ州当局へのコミュニケーションが含まれていた（U. N. Doc. S/4417, p. 5.）。続いて、事務総長は8月8日の理事会への言明で再びこれらの条項に言及してそして第7章に関する次のようなコメントを含ませた。「7月14日と22日の理事会の決議は第7章のもとで明白に可決されなかった。しかしそれらは第99条のもとでのイニシャチブの基礎のもとで可決された。この理由で私は第7章の三つの条項を引用する資格があると感じている。そしてこの点について私がすでに述べてきたことをくり返すが、長期間というよりむしろたぶん短期間の見通しにおいては、コンゴが面しているその問題は平和か戦争かのそれである。そしてコンゴにおいてのみではない。（U. N. Doc. s/p. v. 884, pp. 9. 10.）」憲章第25条と第7章の第49条があてはまるという事務総長の結論は8月9日の決議において理事会によって確認された。理事会は第7章の規定を援用しているけれども、「平和に対する脅威、平和の破壊、又は侵略行為」があったという第39条に従っての決定を明示的にしなかったことが注目されるかもしれない。この事実は法的に意義深いようにはみえない、なぜならばそのような明示的な決定はかならずしも全ての第7章の決定に対する停止条件（a condition precedent）ではないからである（2 *Repertory of Practice of United Nations Organs* 338-341）。第99条のもとでの事務総長の報告で始まった理事会での記録によるならば、その代表達は平和に対する脅威を含んだものとしてその状況をみなしていたことはほぼ疑いない⁽⁵⁾。すでに述べたように、理事会の行動の根拠としてどの特定の条項もその諸決議において明示的に言及されなかった。しかし、その諸決議において用いられた用語と理事会における言明を分析すれば、第40条が適用できる規定として適切にみなされることがわかる。「要請する（call upon）」という表現が、憲章の他の規定で用いられ

ている「勧告 (recommendation)」と「決定された措置 (measures decided upon)」という言葉に注意しながら区別すると、第40条で用いられていることに気がつくであろう。それ故、全ての三つの決議がベルギー政府に対し軍隊を撤退させるよう「要請して (call upon)」いるのは意味があるように見える。さらに、第40条は強制というよりむしろ防止の目的に言及している。この点において、ベルギーの軍隊の撤退が国際紛争へと発展しうる状況の悪化を防止するために必要な根本的な行動として理事会の代表達によって述べられたことは関連のあることである (U. N. Doc. s/p. v. 878, 879 *passim.*)。理事会の諸決議が第40条のもとの行動を構成したという前提になれば、ある推論が引き出されるようである。一つの含まれた意味は第40条の第二の文章に見い出される。即ち、「この暫定措置は関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。」この文章は事務総長によって理事会に対する言明の中で特にカタンガにおける州当局の立場に関連して言及された (U. N. Doc. s/p. v. 884, pp. 8, 9. U. N. Doc. s/4475, p. 1.)。第40条に依拠することから引き出される今一つの推論は、理事会の行動が「強制措置」を構成しないので、第2条7項の国内管轄権の制限の例外はあてはまらないことである。即ち、理事会の行動は、命令的 (mandatory) であるけれども、いずれの国の国内管轄権内に基本的にある事項には介入すべきではないという原則に依然として従わなければならない。この点は事務総長によって理事会に対する言明の中で次のように言及された。「憲章の国内管轄権の制限に照らせば、理事会が第7章の第41条と第42条のもとの強制措置を特に採用していない場合、理事会は内部紛争に軍隊でもって介入することを事務総長に認めなかったものと考えなければならない (U. N. Doc. s/p. v. 887, p. 17).」第41条と第42条のもとのとられるような強制措置と第7章のもとのとられる他の措置 (第40条のもとのようなもの) との間のこの言明で引かれているような区別はサンフランシスコにおけるこれらの条項の立法史によって支持されている⁽⁶⁾。さて、理事会がその決定を第25条のもとの義務的 (obligatory) とみなした事実はそのような決定が第40条のもとのとられてきたかどうかの問題と関係をもつだろうか。この問題をちがった風に置くならば、暫定措置をとるよう国家に「要請する (call upon)」理事会の決議は第41条と第42条のもとの強制措置と同じように命令的 (mandatory) なものとしてみなしてもよいだろうか。ケルゼンの言うところによれば、第40条に用いられている用語、即ち、「当事者に従うよう要請する (call upon the parties to comply)」は「勧告」(第6章におけるような) と「措置を決定する (deciding on measures)」(第41条と第42条のもとのような) との中間に該当する。彼の見方によれば、これは第40条のもとのなされる要請 (call) が単純な勧告であるかあるいは法的に拘束力ある決定であるかどうかに関する選択の余地を理事会に残している (Kelsen, *The Law of the United Nations* 740)。もちろん、もし理事会がその決議は勧告であると示すときには、理事会はその決議を「命令的」なものともみなさないことは明らかである。しかし、もし理事会が第40条のもとの当事者への要請を義務的 (obligatory) として特徴づけるならば (理事会はこの場合においては第25条に言及することによってそうした)、これは「命令的」なものとなる。この結論のための一つの理

由は第40条が第6章ではなく第7章にあることである。それは本質的に理事会の行動が「命令的」であるかもしれないという示唆である。さらに、第40条が規定するところでは、理事会は、措置をとるようという要請に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。再び、これは理事会の行動が当事者に対しては拘束的であるだろうということを示唆するものである。第40条のもとでの理事会の決定が義務的といってよいという立場は新しいものではない。それは理事会によって審議された他の事例において諸国の代表によって主張された。その例として1948年のパレスチナ問題と1949年のインドネシア問題に関連して出された諸決議に関する審議にみいだされるといってよい(2 *Repertory of Practice of United Nations Organs* 370-378)。憲章規定を基礎として次のように結論するのがたしかに合理的であるように見える。軍隊の撤退のような措置をとるよう当事者に要請する決議は第40条の範囲に該当し、そして、もし理事会がそう示す(signify)ならば、当事者が第25条に従って履行することが要求される決定を構成する⁽⁷⁾。さて、コンゴの状況に関する8月9日の理事会の決議は、今一つ憲章の第49条に従って、加盟国に対し「理事会によって決定された措置を履行するに当って相互援助を与えるよう」要請している。理事会が第49条を援用したのはこれが最初であろう。そしてたぶん始めて第49条が審議において言及された。第49条は「理事会によって決定された措置」と言っているのであるが、そこでは第40条のもとでとられる「暫定」措置をその範囲から除外する理由はみあたらないようだ。すでに述べたように、そのような暫定措置は第25条の意味内での拘束的決定の主体であると言えようし、そして「共同して相互援助を与えるよう」という全ての加盟国に課せられた義務は他の拘束的決定と同様にこの性格の拘束的決定にも広げられるべきであると当然言えるだろう⁽⁸⁾。

以上のようなミラーの論説は1960年の9月20日までの期間についてカバーしたものである。それでは、その後の紛争の発展に伴って出された諸決議についてはどのようなになるであろうか。この点、ボウェット(D. W. Bowett)が次のように述べている。2月21日の決議においては場合によっては起りうる武力の使用の承認に関連してONUCの憲章上の基礎が第42条に移動したのではないかと思わせるものが実際含まれている。しかし、武力は内戦を防止するためと、そして後になって、11月24日の決議によって、外国人傭兵の追放のための特定の目的に制限されていた。もっともこれらの諸決議は明らかに単なる自衛以上のものをONUCに与えているが、「強制行動」が認められたとか、あるいは第42条へ憲章上の基盤が移動したとかというようには適切にはみなされない。裁判所の意見と部隊派遣国との再交渉が何らなかったという事実はこの見方を裏書きしている。そして実際事務総長は終始第42条のもとでの強制措置が認められなかったという態度をとった⁽⁹⁾。さて、ボウェットは第41条を否定したあと第40条について次のように述べている。その軍を創設するための決定の可能な憲章上の基盤としてはほとんど不可避的に第40条に向きがちである。実際、事務総長は彼自身1960年8月8日の理事会での演説の時この条項を引用し(Off. Rec. S. C., 15th yr., 884th Mtg., p. 4)、そして1960年12月13日再び次のように明確に述べた。「理事会に表明してきた私自身の考えでは、その諸決

議は第40条のもとで 黙示的に (implicitly) とられたとみなされてもよいし、そしてこの意味で第39条のもとでの黙示的な決定 (an implicit finding) に基づいているものとみなされてよいだろうと思う (Off. Rec. S. C., 15th yr., 920th Mtg., p. 19).」さらに彼は後になってキトナ、エンジリそしてキモナの基地の管轄の問題を扱う際くりかえしこの条項に言及することになった。このような理由に加えて、不介入の原則と憲章第2条7項の妥当性について終始主張していることからみれば、国連の「公式の」考え、少なくとも事務総長の、そしてシャヒター (O. Schachter) によって採用されたものは、その軍の憲章上の基盤がみいだされるのは第40条においてである⁶⁰。第40条は第29条の補助機関を設ける権限と結びついてその軍のための満足な基盤を提供する。さらに適切に言えば、これらの二つの憲章上の規定が理事会の設置してきたある種の監視団のための基盤を提供したと同じ様にしてである。しかし、ONUC の憲章上の基盤の問題に対する完全な回答としてこれを受け入れるには困難があるように思われる。もっとも暫定措置のための要請に従わせることを管理することが ONUC の機能の主要な部分であったのであるが、それはその全ての機能ではなかった。即ち、第39条におけるようないくらかより広い基盤をむしろとるのはこの理由のためである⁶¹。ボウエットはハルダマン (J. W. Halderman) の第1条1項説に言及したあと次のように結論づけている。ONUC の設置は、第24条によって与えられた理事会の「国際の平和と安全の維持のための主要な責任」の履行において、第1条1項において述べられた国連の一般的目的を達成するため理事会の決議によった。そして、第39条のもとでの黙示的な決定をなして、理事会は、第40条のもとで下された暫定措置に従うよう管理しそして強制する目的のためにそして第39条のもとでの理事会の一般的権限と一致した他の目的のために国連軍を設置するように憲章第7章のもとで行動した。そのように行動することにおいて理事会は事務総長をその代理人として取り扱うために第98条のもとでのその今一つの権限を利用した⁶²。次に問題となるのは分離主義者とか他の党派に向けられた理事会決議のパラグラフの基盤である。ONUC は自衛のためではあったが、カタンガ州「政府」と交戦したこともあり特にこれが問題となる。1960年8月9日の決議は ONUC のカタンガへの進入が必要であると宣言し、1961年2月21日の決議は外国人傭兵の引揚げと撤兵のために措置がとられるよう主張しそして議会の召集とコンゴ国軍の再編成を主張しているが、これらは真の意味で非国家団体に向けられたものである。1961年11月24日の決議はもっと直接的に「カタンガ州当局によって不法に遂行されている分離主義者の活動…(と)国連軍への武力行動…」を非難している。この決議はそのような活動が停止されるべきことを主張しそして全ての関係者にやめるよう要請している。このような行動のための法的基盤は第39条かあるいは第40条である。1960年8月4日、事務総長は理事会の決議がコンゴ領域内の全ての党派に対し「命令的」であるという考えを表明している (U. N. Doc. s/4417, p. 5)。これに対して理事会のどのメンバーからも反論されなかった⁶³。

ハルダマンの考え方によるならば、ONUC は憲章第1条1項にその実質的な法的根拠を有している。確かに、理事会がコンゴにおいて国際の平和に対する脅威があったという仮定のも

とで行動したとひとたび認められるなら、この条項は「集団的措置」を国連の権能内にあるものとするだろう。「集団的措置」の用語はどこにも定義されていないが、ハルダマンの三重の基準が正しいとされている。即ち、(1)国連によってとられた措置であること、(2)国際の状況に対し、道徳的なものと区別して、実体的な圧力の適用を伴うこと、(3)平和に対する脅威、平和の破壊あるいは侵略行為に達する状況においてのみ適用されること。ONUCはこの基準をみたしているとされている。これに対してボウェットは次のように述べている。この唯一の実際的な難点は、そのような措置を決定したりあるいはたぶん勧告したりするその機関の特定の権限に言及しないで第1条1項の一般的規定に依拠しえるかどうかである。第1条1項に単純に依拠することは十分ではないとされている。なぜならば、それは、その機関が所与の行動をとる権限を有しているかどうかという同様に重要な問題からこの問題を全面的に切り離してしまうからである。そうでないなら、たとえばECOSOCがONUCのような軍を設置しえると主張されたりするのである。そういう訳で、コンゴにおいては理事会は第1条1項だけではなく憲章の第7章においてもその行動の憲章上の基盤を見い出さねばならなかった⁶⁴。

ボイド(J. M. Boyd)はボウェットが引用した事務総長の言明(Off. Rec. S. C., 15th yr., 920th Mtg., p. 19)を引用したあと次のように述べている。「平和に対する脅威の防止及び除去のために集団的措置をとる」という目的、及び「国際の平和と安全の維持のための主要な責任」を理事会に与えている第24条よりももっと正確な憲章上の基盤を理事会の行動のために列記することがもし必要ならば、第40条が要求にかなうものである⁶⁵。

マクネマー(D. W. McNemar)もこの同じ事務総長の言明を引用しさらにミラーの主張を引用して第40条説をとっている。続いてマクネマーは次のように述べている。その活動は「第42条のもとでの強制的な国際的強制行動」と「独立した政府との間の厳格に契約的な援助の取極め」の中間に該当する。ONUCは侵略者としてのベルギーに対抗する制裁をとる手段として設置されたのではなくむしろ法と秩序を維持するための努力の手段として設置された。しかし、第99条の使用と理事会における審議が示すところは、その状況が国際の平和と安全に対する脅威とみなされたことである。従って、その行動の法的基盤は国際の平和に対する脅威を扱うための「暫定措置」を認める第40条としてみなされるのが最善である⁶⁶。

バーズ(A. L. Burns)とヘスコート(Nina Heathcote)は第7章説を否定して次のように述べている。終始一貫してどの国連の機関もコンゴ共和国に対するベルギーかあるいは他の国による武力侵略があったとは確認していない。理事会はコンゴにおける国連の行動が第39条あるいはなおさら第41条あるいは第42条という他の諸規定のもとでとられたとは一度も宣言していない。(第7章の第49条は後になって総会の決議において援用されたが(U. N. Doc. A/1474),おのずから「強制措置」の意味を含むものではない。後の理事会と総会の審議において事務総長等はコンゴにおける種々の諸決議によって第40条が黙示的に援用されてきたと時々示唆することになったが、第40条はどの決議にもあるいは事務総長のどのコミュニケーションにおいても明確に援用されなかった。いずれにしても、第40条に述べられているその「暫定措

置」は、第39条のもとでの侵略の決定などに対するか、あるいは第41条と第42条のもとでの続いて起こる「強制措置」に対する「前提措置」であるようにみえる。) その代り、コンゴ問題は第99条のもとで事務総長によって「安全保障理事会の注意のもとに」単純に持ち込まれたのである⁸⁷⁾。

III

我が国におけるこの分野における意見として森脇教授のものがある。彼は次のように言及している。「さて、コンゴ事件の処理に際して採択された具体的措置は、後述するように、基本的には憲章第39条ないし第40条にその法的基礎をおいている⁸⁸⁾。」これは第39条のみに依拠してもよいという意味であり注目される。さらに次のような表現がある。「問題となっているONUCの活動は、暫定措置の実施要請を無視しこれに従わない関係当事者（外部勢力によって支援されたカタンガ州当局）を対象とし、理事会による「妥当な考慮」の結果として実施されることになった「後続措置」であり、また必要限度の実力行使を伴うという意味において、効果的な集団措置である。そして、その憲章上の基礎は、第41条ないし第42条（或は第39条）にあると解される⁸⁹⁾。」これは場合によっては第41条、第42条、あるいは第39条のいずれをとってもよいという表現である。さらに、カタンガ問題を第40条としない点に注目される。第39条をとる場合はボウェットも可能性を否定していないのであるが、「第41条ないし第42条」と言うときは問題があると言えよう。しかし、第42条説を主張する学者は全くいない訳ではない。たとえばセイヤーステッド（F. Seyersted）は、武力の使用を認めた1961年2月21日の決議の通過とともにその憲章上の基盤が第40条から第42条へ移動したと主張している⁹⁰⁾。しかし、すでに諸説でみてきたように第42条は適当ではないであろう。第41条も第7章の強制措置であり適当ではないであろう。1962年12月10日、ウ・タントはツオンベに対し「国家調停計画（“Plan for National Reconciliation”）」の不履行の理由で経済制裁を課することを通告している⁹¹⁾。従って、この意味で第41条が該当すると主張しているのであろうか。しかし、これは妥当ではない⁹²⁾。そして、ここではONUCという軍の憲章上の基盤が問題となるのであって、この問題と国連のコンゴ政策の法的基盤の問題は別である。

次に香西教授の示唆をとりあげたい。彼は論文の注のところで次のように述べている。「コンゴ国連軍の設置が憲章第7章に基づくものであるとの見解がある。しかしこの表現は誤解をまねく可能性がある。というのは、一般に「国連軍が第7章に基づいて設置された」というとき、それは第42条に基づく国連の強制措置のための軍隊をさすからである。8月8日の理事会決議には、第25条と第49条が言及されている。しかし若しこの二つの規定の言及が、単なる修辭的なものでなく、実質的な意味をもち、全加盟国を拘束する趣旨のものであるとすれば、その決議は41条や42条の強制措置の発動の「決定」を前提とするものでなければならない。にも拘らず、事務総長は、9月17日の緊急特別総会の席上、安保理事会の諸決議は、41条、42条の強制措置を採択したのでないため、国連軍活動が制約されることを指摘している。41条の適用

については、1961年2月15日、安保理事会で、ソ連は、ベルギーに対し41条の制裁規定を適用すべきことを提案したことがあるが、これは2月20日の理事会決議で否決された⁶⁴⁾。このような見方は第7章説を否定する意味の示唆である。さらに第25条と第49条の「言及」を修辭的なものとみなすところに注目される。そして、ONUCの憲章上の基盤としては補助機関設置に関する第29条に求めている⁶⁵⁾。なお、この第29条に求める立場はドラッパー (G. I. A. D. Draper) のものと同じである⁶⁶⁾。そして、第25条への「言及」を修辭的なものとみる考え方も特別なものではない。ハルダマンもローデシア問題に関する第232号決議が国連の歴史において最初の「命令的措置 (mandatory measures)」であることを明らかにしている⁶⁷⁾。このことはコンゴ問題に関して出された全ての諸決議が「命令的」でないことを意味している。

最後に本稿の導入部でとりあげたグレイグの見方についてみてみたい。まず第39条であるが、ONUCの創設に関しては第39条の妥当性を否定している。しかし、1961年2月の決議の段階では第39条の妥当することの可能性を否定していないのであるが、第39条がONUCの活動のその基盤そのものであったと、絶対的に (categorically)、言うことはできないとしている。次に第40条であるが、事務総長とシャヒターによって示唆されたことを認めながらもなお第39条に規定されている勧告をしたりあるいは措置を決定したりすることに先だつ「暫定措置」としてその「援助」を特徴づけることは困難であるとしている。第42条はもちろん否定されている。結局、憲章によって黙示的に (impliedly) 与えられた権限に基づく行動であるとしている。そしてハルダマンに傾斜してそれは第1条1項の「集团的措置」として正当化されるだろうとしている⁶⁸⁾。

- (1) D. W. Greig, "International Law" p. 560. I. C. J. Rep. 1962, p. 151.
- (2) Greig, op. cit., p. 560. I. C. J. Rep. 1962 pp. 165 and 177.
- (3) Greig, op. cit., pp. 560-561.
- (4) Oscar Schachter, director of the UN general legal division, のこと.
- (5) E. M. Miller, "Legal Aspects of the United Nations Action in the Congo" A. J. I. L. Vol 55 No. 1 p. 4.
- (6) Ibid., at pp. 4-6.
- (7) Ibid., at pp. 6-7.
- (8) Ibid., at p. 7.
- (9) D. W. Bowett, "United Nations Forces, A Legal Study of United Nations Practice" p. 176.
- (10) Ibid., at pp. 176-177.
- (11) Ibid., at p. 178.
- (12) Ibid., at p. 180.
- (13) Ibid., at pp. 181-182.
- (14) Ibid., at 178-179. John W. Halderman, "Legal Basis for United Nations Armed Forces" A. J. I. L. Vol. 56 pp. 972-974, pp. 979-980.

- (15) James M. Boyd, "United Nations Peace-Keeping Operations: A Military and Political Appraisal" p. 62.
- (16) Donald W. McNemar, "The Postindependence War in the Congo" (Richard A. Falk ed. "The International Law of Civil War") pp. 286-287.
- (17) Arthur L. Burns and Nina Heathcote, "Peace-Keeping by U. N. Forces: From Suez to the Congo" p. 26.
- (18) 森脇庸太, 「コンゴ問題」(「国際連合の研究」第三卷) 79頁.
- (19) 森脇, 前掲論文, 81頁.
- (20) Finn Seyersted, "United Nations Forces in the Law of Peace and War" p. 140.
- (21) Ernest W. Lefever, "Crisis in the Congo: A U. N. Force in Action" p. 103.
- (22) 拙稿, 「コンゴ紛争と国連」法学論叢第87巻第1号63頁, Bowett, op. cit., p. 229.
- (23) 香西茂, 「国連軍」(「国際連合の研究」第一巻) 125-126頁.
- (24) 香西, 前掲論文, 119頁.
- (25) G. I. A. D. Draper, "The Legal Limitations upon the Employment of Weapons by the United Nations Force in the Congo" I. C. L. Q. Vol. 12 p. 392.
- (26) 拙稿, 「ローデシア問題と国連」長崎大学教養部紀要 人文科学 第11巻 35頁, John W. Halderman, "Some Legal Aspects of Sanctions in the Rhodesian Case" I. C. L. Q. July 1968 p. 686.
- (27) Greig, op. cit., pp. 566-572.

(昭和49年 8月23日受理)